

高齢者とその家族を支えます

福祉タクシー事業

医療機関に通院する場合や各種福祉行事への参加、または市役所・総合支所及び公の施設を利用する際のタクシー利用料金を一部助成します。これらの施設を利用する際に、一時的な立ち寄り（買い物等）も可能です。ただし、発着地は自宅または医療機関や公の施設に限ります。

利用券の交付を受け、指定のタクシー会社をご利用ください（往路、復路それぞれ1回として数えます）。

○対象者

一般の公共交通機関の利用が困難、または下肢が不自由で次のいずれかに該当する方

- 1 満65歳以上の方
- 2 身体障害者手帳の交付を受けた方
- 3 療育手帳の交付を受けた方

○利用者の負担

タクシー利用料金	利用者負担
1,000円以下	400円
1,001円～2,000円	800円
2,001円～3,000円	1,200円
3,001円～4,000円	1,600円
4,001円～5,000円	2,000円
5,001円以上	3,000円を控除した額

寝具類等洗濯乾燥消毒サービス事業

敷き布団、掛け布団、綿入れかいまき、毛布等のクリーニングの利用料金を助成します。サービス利用券の交付を受けて、指定のクリーニング店でご利用ください。

○対象者

おおむね65歳以上のひとり暮らしの方、または高齢者のみの世帯に属する方

○利用者の負担

- | | |
|---------------------|------|
| 1 敷き布団・掛け布団・綿入れかいまき | 200円 |
| 2 毛布 | 100円 |

○利用の限度

原則年2回まで

はり・きゅう・マッサージ施術費助成事業

1枚1,000円のはり・きゅう・マッサージ券を交付します。助成券の交付を受け、指定施術機関でご利用ください。

○対象者

次のいずれかに該当する方

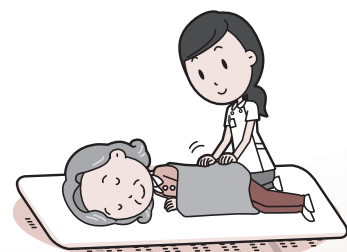
- 1 70歳以上の方
- 2 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
- 3 60歳以上で身体障害者手帳（3級～6級）の交付を受けている方

○利用者の負担

利用料金から1,000円を控除した金額

○利用の限度

年10回まで



高齢者位置情報サービス利用助成金交付事業

○対象者

認知症により、徘徊行動のおそれがある65歳以上の高齢者を介護する家族でいずれにも該当する方

- 1 高齢者が在宅であること
- 2 家族も市内に住所を有すること（同居でなくてもよい）

○利用者の負担

助成上限10,000円を超えた額、またはそれ以下で100円未満の額

市では、在宅の高齢者とその家族が、安心して充実した生活が送れるよう、介護保険サービスでは補えない様々な事業を実施しています。今回、いくつかの主な事業を紹介しますので、ご利用ください。

なお各事業の利用にあたっては、事前に申請が必要です。利用したいサービスの詳細や申請方法については、市役所介護高齢課、各総合支所市民福祉課までお気軽にお問い合わせください。

家族介護用品（紙おむつ等）支給事業

在宅で高齢者等を介護している家族に、介護用品を購入するための助成券を交付します。

介護用品購入助成券の交付を受け、指定販売店でご購入ください。

○対象者

次のいずれかに該当する方
※在宅の場合に限ります。（入院・入所中は、対象になりません）

- 1 申請日現在65歳以上で、要介護3以上の認定を受けている方
- 2 身体障害者手帳（1級、2級）の交付を受けている方
- 3 特定疾病該当者（65歳未満の介護保険認定者）

○利用の限度

年間60,000円

ただし、前年度の市民税が非課税の世帯に属する方は、年間75,000円

※助成券を利用して購入できる介護用品は「紙おむつ、尿取りパット、使い捨て手袋、清拭剤、ドライシャンプー、おしり拭き、防水シーツ、防水シート」です。それ以外のものは購入できません。

訪問理美容サービス事業

寝たきり等で理美容店に行けない方が訪問サービスを受けた場合に、その費用の一部を助成します。

助成券の交付を受け、指定理美容店でご利用ください。

○対象者

在宅のおおむね65歳以上の寝たきり、または認知症の方で、常時臥床の状態にあるか、日常の生活の大半に介護を必要とする状態が今後も続くと認められる方

○利用者の負担

1回につき2,000円

○利用の限度

年6回まで

配食サービス事業

栄養のバランスがとれた食事を提供し、その費用の一部を助成するとともに、安否確認を行います。大宮地域の方は南部地域包括支援センター（☎53-6810）、それ以外の地域の方は北部地域包括支援センター（☎57-3326）にご相談ください。

○対象者

老衰・心身の障がい及び疾病等の理由により調理が困難で、次のいずれかに該当する方

- 1 おおむね65歳以上でひとり暮らしの方
- 2 高齢者のみの世帯に属する方
- 3 在宅の身体障害者

○利用者の負担

1食300円

○利用の限度

週7回以内

○利用方法

市役所または各総合支所で利用の申請をし、ご利用ください。その際はアセスメント票（ケアマネージャー作成）の提出が必要となるため、まず包括支援センターにお問い合わせください。

■問い合わせ■

介護高齢課 介護・高齢者福祉グループ ☎52-1111（内線176）

各総合支所 市民福祉課 市民福祉グループ（代表）

山方 ☎57-2121 美和 ☎58-2111 緒川 ☎56-2111 御前山 ☎55-2111

※上記のほか、ご近所の民生委員児童委員にもお気軽にご相談ください。